

## 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和3年8月23日（月）

午後2時から午後4時まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

### ○司会

皆様、本日はお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会につきまして、新型コロナウイルス感染症感染防止対策について、皆様に御協力いただきたいことにつきまして、申し上げます。

本日の会議では、換気やマイクの消毒など、対策を講じながら進めて参ります。

皆様におかれましても、マイクの着用にご協力をお願いいたします。事務局の方もマスクを着用させていただきますので、御理解よろしくお願ひします。

それから、会議中に御発言される場合は、係の者が席までマイクをお持ちしますので、そちらを御利用願ひします。よろしくお願ひします。

また、発言が終わりましたら、恐縮ですが、マイクを係の者に返していただきたいと思ひます。その都度、消毒をし、お渡しさせていただきますので、御協力の方よろしくお願ひします。

定刻まで少し時間がありますので、お待ちいただきたいと思ひます。

### ○司会

それでは、定刻となりましたので、只今より、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしておりました、会議次第、委員名簿、関係課室出席者名簿、席次表、資料の1から3、机上には、現行の安全・安心まちづくり基本計画、安全・安心まちづくりに関するリーフレット及び改正ストーカー規制法に関するチラシを御用意しております。

以上、全てお手元にお揃いでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の鈴木よりあいさつを申し上げます。

### ○鈴木部長

環境生活部長鈴木でございます。

本日はお忙しい中、この委員会、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜りまして、厚く感謝申し上げます。

委員の皆様におかれましては、常日頃から安全・安心な地域社会の実現に向けて、様々なお立場から、各種取り組んでおられますことに対しまして、重ねてお礼申し上げたいと思ひます。

まず、新型コロナウイルスの状況でございます。

県といたしましては、人流の動きを注視いたしまして、先月の21日から、感染拡大防止を念頭に置きまして、特に仙台市内、飲食店、酒類を提供する店、あるいは接待を伴う店に対しまして、時短要請をかけてきたところでございます。この取り組みが、今月の16日までということで考えておりましたが、新規感染者の拡大が止まらないということで、先週の金曜日、20日になりますが、まん延防止措置の重点措置の適用が国の方から認められました。現在どういう状況になっておるかということ、仙台市内は、時短は8時まで、また、仙台市に限ってですが、酒類の提供はできないという状況でございます。

仙台市以外につきましても、時短が8時までかかっているという状況でありますし、さらに大規模施設に対しても、制限を課しているという状況でございます。今日、明日、明後日の状況を見て、次の段階に移行するかどうかを考えなければいけないという、非常に厳しい状況です。

こういった、いろいろな制限をかけることによって、影響を被っている関係者の皆様がおられるかと思いますが、どうかこの新型コロナウイルス対策、皆様の御理解、御協力がなければ対応できないという、非常に極めて難しい重要課題でございますので、ぜひ今後とも、御協力、御理解賜ればと思いますし、県庁といたしましても、危機感をもって、この厳しい局面に対応して参りたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

さて本題に戻ります。県では、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画第4期が、この4月からスタートいたしました。

昨年度、この委員会の中で、3回にわたりまして、御審議いただきました。この場をお借りいたしまして、厚く感謝申し上げます。

3期の計画でございますけれども、前の計画であります、防犯カメラのガイドラインに基づく適正な防犯カメラの設置の推進、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の改定や地域の防犯活動への支援等を行い、一定の成果が上げられたと認識しております。

一方、今日説明があるかと思うのですが、刑法犯認知件数、これは減ってはおりますが、内容といたしましては、子どもや女性を狙った犯罪の前兆と見られる不審な声かけ事案が発生しておりますし、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺も未だ多く発生している状況でございます。治安に対する県民の不安感が完全に払拭されているとは言いがたい状況でございます。

こうした課題の対応につきましては、先ほど申し上げた4月からの基本計画の中でも謳っております、地域住民が日常生活を送りながら、防犯の視点を持って子どもを見守る「ながら見守り活動」、あるいは事業者が行う「防犯CSR活動」、こういった取り組みを推進していきまして、地域が一体となって、安全・安心まちづくりに取り組むこととしております。

本日は、昨年までの第3期基本計画に係る昨年度の取り組み状況、そして犯罪情勢を御報告申し上げたいと思います。また、昨今増加しております、インターネット利用に起因いたします犯罪について情報提供させていただく予定としております。

どうぞ、皆様から忌憚のない御意見を賜ればと思います。  
簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。  
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

本日は、18名の委員中、14名の方に御出席をいただいておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとめ次第、県のホームページにおいて公表する予定としておりますので御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本委員会の役割について御説明させていただきます。

本委員会は犯罪のない安全・安心まちづくり条例により設置されておりました。安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し意見・提言を行うことが、その役割となっております。

次に、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

なお、今回、初めての出席となる委員におかれましては、その場で一言御挨拶をお願いいたします。

本委員会の会長の成瀬幸典委員でございます。

副会長の西條由紀子委員でございます。

新たに委員に御就任いただきました大郷町総務課長の遠藤龍太郎委員でございます。

○遠藤委員

皆さんこんにちは。4月1日から総務課長になりまして本委員会に参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

同じく新たに御就任いただきました、大崎市総務部防災安全課長の齋藤健治委員でございます。

○齋藤委員

同じく4月1日から、防災安全課長として、こちらの方に参加することになります、齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

同じく新たに御就任いただきました、宮城県PTA連合会常任理事の佐藤英委員でございます。

○佐藤委員

皆様こんにちは。宮城県PTA連合会常任理事を務めさせていただいております佐藤英と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

なお、本日欠席の御連絡をいただいておりますが、宮城県コンビニエンスストア等防犯連絡協議会会長の家元洋平様にも新たに委員に御就任していただいておりますので御報告いたします。

続きまして昨年に引き続き、御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。

名簿順にお名前のみ御紹介させていただきます。

小野浩子委員。

菅井信子委員。

高橋敦委員。

竹田英子委員。

田中智仁委員。

中井誠一委員。

藤澤美子委員。

本郷昌孝委員。

吉田邦光委員でございます。

続きまして、事務局の方を御紹介させていただきます。

ただ今、御挨拶を申し上げます。環境生活部長の鈴木秀人でございます。

共同参画社会推進課長の田中伸哉でございます。

最後になりましたが、本日司会を務めます共同参画社会推進課の野口と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日出席している事務局職員につきましては、お配りしております資料に記載のとおりでございますので御確認願います。

ここで、大変申し訳ございませんが、環境生活部長の鈴木につきましては、公務のため退席させていただきますので、御了承ください。

○鈴木部長

すみません。以降よろしくお願いいたします。

○司会

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。成瀬会長、よろしくお願いいたします。

○成瀬会長

議長を務めさせていただきます成瀬です。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、3密を避け、限られた時間で活発な意見交換が行われるよう、皆様御協力願います。

それでは早速議事に入りたいと思います。

まず、次第3(1)イの「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和2年度の実績」につきまして、事務局より説明願います。

#### ○事務局

共同参画社会推進課の高橋と申します。

私から報告事項(1)、犯罪のないみやぎ安全安心まちづくり基本計画関連事業の令和2年度の実績について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

皆様のおかげで、昨年度新たに第4期安全・安心まちづくり基本計画を策定することができました。ありがとうございます。

対しまして、今回は昨年度の実績報告ですので、前の計画、第3期の安全安心まちづくり基本計画の計画期間の最終年度の取り組み実績となります。

第3期基本計画は9つの方向性、23の推進項目から成り立っております。概要につきましては、資料1の最後に添付しております。この23の推進項目の下に取り組んだ事業・取組の実績について、御報告させていただきます。

時間の都合もございますので、ところどころ、かいつまんで説明させていただきます。

はじめに1ページを御覧下さい。

方向性1「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」です。

推進項目(1)「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」のうち、推進方策イ「地域安全情報の提供」では、「地域安全情報の発信」といたしまして、県警で配信している「みやぎSecurityメール」による犯罪発生情報や、犯罪被害に遭わないための防犯情報の発信を随時行っております。

メール登録者数の状況は令和3年3月末現在で、前年同期比260名増の9,543名となっております。また、令和2年中のSecurityメールの総発信件数は1,196件であり、そのうち、子どもに係る件数は796件でした。

次に、3ページを御覧ください。

推進項目(3)「各ボランティア団体等のネットワーク化の促進」です。

推進方策イ「地域における各種防犯活動団体等の連携、ネットワーク化の促進」に関する事業といたしまして、行政、警察、学校、地域住民、事業者を対象に、安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムを開催しました。

このネットワークフォーラムは、平成30年度から開始し、県内を大きく5つのブロックに分け、毎年ブロックを変えながら開催しています。3年目の令和2年度は北部ブ

ロックを対象地域とし、新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら、大崎市内で開催しました。本日御出席いただいております仙台大学の田中先生の講演を聴講するほか、事業者による事例紹介、また、周辺地域の市町村職員、警察官、教員、防犯ボランティアなど、各専門分野の方が、日々どのように防犯活動を行っているかなどの意見を交わす情報交換の時間を設け、連携のきっかけづくりを図り、大変好評でした。今年度も10月に仙台市内で開催を予定しております。

次に、5ページを御覧下さい。

方向性2「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応」です。

推進項目(5)「地域で見守る子どもの安全対策の促進」、推進方策イ「地域における子どもの安全確保に向けた取組の促進」では、「地域安全教室講師派遣事業」といたしまして、地域のボランティア活動団体等が開催する研修会等へ講師を派遣し、子どもの見守り活動等について講話を実施しております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、講師派遣の要望が著しく減少したものの、計8箇所に講師を派遣しました。少し御紹介しますと、石巻市の中学校で、刺股を使った不審者対応訓練を行いました。実際に講師が不審者役となり、突然不審者が学校に侵入してきた場合、どのように対応するかということを実践形式で訓練しました。教員の方々は、緊張感を持って対応され、子ども達を守るためには教員の方の命も守らないといけないこと、イスや傘など、身近なものを利用して相手を近づけないよう間合いをとることなどを学ばれました

次に9ページを御覧ください。

推進項目(7)「子どもを守るためのインターネット・スマートフォン等の利用教育の推進」です。

推進方策イ「子どもに対する情報モラル教育の推進」といたしまして、「インターネット安全利用推進事業」により、インターネット安全安心利用推進フォーラムを開催しました。新型コロナウイルスの影響により、オンラインと集合形式との2つの手法で開催しました。コロナ禍ではありましたが、34名の方に参加いただきました。

また、ネットトラブル防止啓発用のリーフレットについてですが、これまでは中学1年生に配布していたものを、より早い段階で啓発した方が効果的であるとの見地から、小学6年生にも配布しました。また、子どもたちだけではなく、大人に対しても啓発が必要であることから、新入学時の保護者説明会などの学校行事において講話を実施しております。

このほか、通年で青少年のインターネット安全利用についての出前講座の実施、啓発用DVDの貸し出しも行っております。

次に11ページを御覧ください。

方向性3「女性の安全対策の推進」です。

推進項目(9)「女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」、推進方策ロ「女性が

相談しやすい環境の整備」のうち、「性犯罪被害者支援事業」といたしまして、平成26年度から性暴力被害者等への相談対応や医療機関などへの付き添いなどの支援をワンストップで行う「性暴力被害者支援センター宮城」を委託運営しております。

加害者からの報復への恐怖心や、羞恥心から、潜在化しやすいとされている被害者を少しでも支援につなげるため、昨年度は仙台市地下鉄の化粧室内のミラーへのポスター掲出、広報用ステッカーの医療機関等や関係機関への配布等、広報事業を実施しました。

昨年6月、国により「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、ワンストップ支援センターの体制充実などが盛り込まれましたが、関係機関と連携しながら、被害者支援の充実や、当機関を多くの方に知ってもらうための広報活動などに取り組んで参ります。

次に13ページを御覧ください。

方向性5「多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」です。

特殊詐欺は、ピーク時である平成27年からは減少したものの、未だ被害が後を絶ちません。

推進項目(11)「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止」のうち、

推進方策ロ「関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進」として、県警において、仙台大学と連携し、大学生による特殊詐欺の注意喚起広報用の声のメッセージを作成し、CDに録音し、地元のスーパーマーケットにおいて店内放送を実施しました。

メッセージの内容は、犯人と直接会話をしないよう、常に留守番電話に設定しておくことなどや、犯人に家族と偽って騙されないよう、予め家族と合い言葉を決めておくなど、被害にあわないための対策や注意を促すものとなっています。

これは若い世代の力を活用した事例であり、多様な主体が関わる新たな取り組みとなりました。

関連して、今年度の取組となりますが、6月より、高齢者向けに「特殊詐欺電話撃退装置」という、固定電話機に取り付け、通話を録音する旨の警告メッセージを流す機能及び通話内容の自動録音機能を備えた装置の購入補助を行っております。1台につき7,000円を上限とし、購入費の2分の1の金額を補助するというものです。

次に17ページ下段を御覧ください。

方向性7「犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、公共施設・商業施設等の普及」のうち、

推進項目(18)「防犯カメラの適切かつ効果的な運用の促進」ですが、防犯上安全対策が必要な箇所について、市町村担当課や施設管理者に対して防犯カメラの有用性を説明し、設置を働きかけております。

また、財政的支援として、市町村に対し、防犯カメラ設置に係る費用の助成を行っており、令和2年度中は6市町村が補助を活用し、公園や通学路などに防犯カメラを設置しております。

県が平成28年度に策定しました「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に即し、プライバシーに配慮しながら、効果的な設置がなされるよう、今後も取り組ん

で参ります。

次に19ページを御覧下さい。

方向性9「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」についてです。

中段の推進項目(22)「被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進」ですが、推進方策イ「被災地の新たなまちづくりにおける犯罪の起きにくい環境づくりの推進」といたしまして、「すばらしいみやぎを創る運動」として、被災地における住民同士のふれあいを促進するとともに、被災地の環境美化のため、「みやぎ花のあるまちコンクール」を開催し、7団体が入賞しました。花壇などの手入れの行き届いた街並みは、人の目があるということで犯罪者が好まない環境、つまり、犯罪が起きにくい環境と言われております。今年もコンクールを実施し、現在募集を行っているところです。

また、コンクールの入賞者は毎年「安全・安心まちづくりフォーラム」で表彰しており、昨年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、県民の方々を集めたフォーラムを開催し、表彰を行いました。フォーラムの記念講演といたしまして、東北福祉大学の先生を講師としてお招きし、地域住民のライフスタイルに合わせた防犯活動や、コロナ禍において地域と参加者の安全を守る防犯活動についてなど、具体的事例を交えながら御講演いただきました。

以上、駆け足になってしまいましたが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和2年度の実績の説明は以上です。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から御説明ありましたけれども、これにつきまして、何か御質問等ございましたらお願いします。

○中井委員

御説明ありがとうございました。

非常に御説明以外の部分も含めて、広範囲に取り組んでいただいて、ありがたいなと思っております。

先ほど部長さんのお話でもありましたように、コロナ禍ということで、前から計画的に進めてきた安全・安心の取り組みについて、今までにないような社会の状況になっていると思うのですが、特に去年、今年、おそらく来年も影響が残るのではと心配しているのですが、こういう状況の中で、どのように配慮してこの施策を進めておられたのか御説明いただきたいと思います。

Securityメールをはじめ、人と人との接触ではなく、いろんなIT機器を介して情報を伝えることが、特にこの期間大事になると思います。こういう状況だと、積極的にPRしてもいいのかなという気はするんですが、その辺についての取り組みについても併せて御説明いただけませんか。



○事務局

コロナ禍ということで、直接会って何かをするということが難しく、先ほど申し上げた地域安全教室も、地域の中で研修会自体が開催されないということが多く、戸惑った部分がありました。啓発という部分では、Securityメールやホームページにおいて、コロナ禍に乗じて予想される犯罪、例えば、休業状態の店舗に空き巣が入るとか、休校中に留守番をしている子どもたちが狙われるのではないかとといった危惧もありましたので、そういったものは、ホームページやメールなどで積極的にPRを行っておりました。

また、今後の課題ですが、この1年でオンラインがとても普及したので、例えば出前講座をオンラインで行うなどということは考えていきたいと思っております。

○成瀬会長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

○藤澤委員

今、中井さんがおっしゃったところと関連しますが、Securityメールに、こういう事例の子は、こういうところに相談先があるんだよということが一緒に載ってたら参考になる場合もあると思うんです。困っているのに家の人にも言えないし先生にも言えない。どうしたらいいだろうと思っている子がいたとしたら、そこで救われたらいいのかなと思いますので、検索する先を見ることができれば嬉しいなと思っております。

○事務局

今の御意見頂戴しまして、こちらとしても、いろんな面で調整していきたいと思しますので参考にさせていただきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

○成瀬会長

第3期の最終年度っていうことですね。

確かに令和2年度の事業実績を御報告いただくのが当然だと思いますが、第3期を通した全体としての取り組みの成果についての県としての自己評価は行う予定はないのでしょうか。各年度こういうことやったってというのは分かるわけですけども、総括するような部分ってというのは、どこかでおやりになるという予定はないのでしょうか。

○課長

第3期の最終年度なのですが、総括というのは、前の計画では行っておらず、想定していなかったもので、予定はしておりません。

○成瀬会長

分かりました。では、第4期につきましては意識してやっていただいた方がいいかなという気もします。本来は、新しい基本計画を立てる時に、総括的な部分があって、こ

こが良くなかったから改善していくということだと思います。毎年、実績報告も当然やっていただいた方がよろしいんですが、数字的な評価というのもやっていただければよろしいかなと。

○課長

今後、新しい第4期計画につきましては、行っていきたいというふうに考えておりません。

○成瀬会長

御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

○本郷委員

Securityメールについてお伺いしたいんですけども、自分のスマホに、Yahoo!の防災速報っていうのが入っております、たまに、ここでこういう案件が発生しましたというのが来るんですが、今ちょっと覗いてみたら、1週間に1回ぐらいしか来てないんです。このみやぎSecurityメール、年間で1,196件ですから、1日3件くらい発信されているかと思うんですが。

このYahoo!と連携するのがいいかどうかわかりませんが、Securityメールの登録者が、現在1万人近いと思いますが、スマホの中にYahoo!防災に入ってる方はもっと多いのではないかと思うので、このようなアプリとの連携を図れば、もっと発信ができるのではないかなと思いましたが、御検討いただければと思います。

○生活安全企画課

生活安全企画課の高木と申します。

ただ今頂戴しましたYahoo!防災速報について我々の方も認知しております、会社からの情報として、四十数万人の登録があることを把握しています。

我々の方でも、特殊詐欺が発生した際の注意報ということで、こちらの方にリンクしておりますが、確かに、不審者情報等々入ってなかった部分もあるかと思しますので、検討させていただきたいと思します。

○田中委員

11ページの「女性が相談しやすい環境の整備」というところで、仙台駅地下鉄の女性用化粧室へ性暴力被害者支援センター宮城のポスターを掲示したということで、目に触れる場所に掲出すべきと考えますが、上の方の記載でLGBTの相談件数も51件ありまして、性の多様化という、昨今の情勢を考えますと、女性用の化粧室だけじゃなくても、男性の化粧室でも、中身は女性という利用者の方もいらっしゃると思しますので、今後、ポスターの掲出等に関しては、一人でも多くの方の目に触れるように、女性用に限定せずに行うということが大事かなと思したので、発言させていただきました。

#### ○事務局

性暴力と言っても、男性、女性また性的マイノリティの方も、誰にでも遭う可能性がある被害ですので、特に女性だけということはないのですが、仙台市地下鉄化粧室の広報の枠としては女性用しかなかったのです。男性用にもあれば広報したいと考えておりましたので、今後可能であれば、ぜひ男性の方にも広報していきたいと思っております。

なお、お配りしておりました、「性被害等にあわないために」というリーフレットですが、以前は女子生徒に配っていたのですが、数年前から男子生徒にも配り、性別を問わず配布しております。

今後も性別を問わず、幅広く広報していきたいと思っております。以上です。

#### ○中井委員

河北新報の切り抜きをしているのですが、高齢者の見守りに、ALSOKさんとか、日本郵便さんとか、生協さんがいろんな機会に、見守りしてますということが出てきたけど、コロナの中だと、高齢者が家にこもっている人が多いという話を聞きますので、情報提供をしようとした時に、届きにくいのではと思います。

私も高齢者に入ってますけども、まだ60代70代くらいはいいのかと思うんですが、もっと上の方になってくると、情報に疎く、詐欺に遭ってしまうというようなことがあると思うんです。先ほど、そういう情報については積極的にいろんな方法で提供してくださいとお願いしたのですが、やはり情報が届きにくいと思われる高齢者の方々についても、ぜひコロナ禍ということで、工夫していただければと思います。

#### ○事務局

貴重な御意見ありがとうございます。

高齢者に対する情報提供ということで、基本計画第4期にも掲げているような防犯CSR活動ということを進めていきたいというところもございまして、何かというと、先ほどおっしゃったように、宅配業者や企業が、防犯に関する情報提供をする。例えば宅配業者が、高齢者の方の御自宅をお伺いしたときに、防犯のチラシを配ったりしているところもありますので、そういったところを広げていけたらなと思い、CSR活動の普及促進にも力を入れているところでございました。

あとは、我々の方で実施している地域安全教室で、いろんな世代の方々に、防犯的な指導もしていたところでございます。高齢者の中でも出てこない方々もいらっしゃると思うのですが、いろいろな世代に普及できればと考えて活動しておりましたので、その点も御了承いただければと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

#### ○藤澤委員

性被害の関係で、リーフレットやポスターについては、学校や公的な場所での広報を行っていると思います。先日、世界的なコンクールで賞を取っているバレエダンサーの方が起こした事件がありましたが、塾や習い事の場所の待合室などにも広報物を置いていただくと、高校生ぐらいの子だと、待っている間に検索するというところもあるかなと思うので、そのようなところにも広報の目を向けていただければいいかなと

思います。

○事務局

貴重な御意見ありがとうございます。

習い事や部活動など、新聞報道等で取り上げられていますが、被害に遭ってもなかなか言えない、どこに相談したらいいかわからないということがあると思いますので、学校以外の新たな場所の方法を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○西條委員

抽象的な質問になってしまって答えが難しいかもしれないのですが、5ページに「みやぎらしい家庭教育支援事業」という言葉がありまして、「みやぎらしい」というのはこういう感じっていうのが、もしありましたら教えていただきたいと思います。

○事務局

御意見ありがとうございます。

「みやぎらしい家庭教育支援事業」ということで、担当が教育庁生涯学習なのですが、本日は会議に出席しておりませんので、後日、調べまして御回答させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○竹田委員

14ページの(13)の薬物乱用防止の広報啓発活動というところで、講話を52回実施しているとあります。そして大学・専門学校で2校で188名と書いてありまして、中学、高校に比べると、少ないと感じるのですが。

どちらかという、薬物を一番やらないでと知らせたいのが専門学校の生徒さんではないかなと思ひまして、そこら辺を重点的にやっていただけたらいいのではと思います。

○事務局

確かに大学や、専門学校の方の薬物使用も数多く発生してるというような状況になってると思いますので、その辺ももっと広げて講話を開催したいと考えております。

なお、今まで小・中・高と、早い段階で薬物乱用に手を染めないように、若い世代のに対して講話という形をとっているかと思われますので、そちらの方も継続しながら、今後、警察の方とも協力しながら、大学・専門学校、若者世代に向けて、対応できるようなところは検討していきたいと思います。

○成瀬会長

ありがとうございました。

このあたりで資料1の方はよろしいですかね。

続きまして、次第の3(1)口の「本県における犯罪情勢について」、事務局の方から御説明をお願いします。

## ○事務局

共同参画社会推進課の大江と申します。

私から、「本県における犯罪情勢」について説明させていただきます。

資料2となります。着座にて失礼いたします。

1ページ目から順に説明いたします。

こちらは、過去10年間の刑法犯認知件数の推移をまとめております。

上のグラフと表が宮城県、下のグラフと表が全国の件数の推移を表しています。

県内の刑法犯認知件数は、平成13年の4万9,887件をピークに19年連続で減少し、令和2年は1万193件となっております。

令和2年については前年と比較して2,786件減少しています。

減少理由としては、県民が一体となって犯罪の起きにくい環境づくりに取り組んできたことで、総数に占める割合の高い街頭犯罪の割合を減少させることができたためと考えられます。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛の傾向が反映されたことも、減少理由の一つとして挙げられます。

検挙件数については横ばいに推移しており、刑法犯認知件数が減少したことによって、検挙率の増加につながり、49.9%の検挙率となりました。

全国につきましても県内と同様に、刑法犯認知件数は減少傾向、検挙率は増加傾向で推移しております。

なお、今年の刑法犯認知件数についても、前年の同じ時期に比べて減少している状況となっております。

次に2ページ目と3ページ目を御覧ください。

刑法犯認知件数を、包括罪種別ごとに分類しております。

グラフの説明の前に、まず、包括罪種について御説明します。

包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他刑法犯」の6種類に分類して警察が公表しているものです。

それぞれの罪種に該当する罪名については、2ページ目中段に記載しております。

それでは推移について説明します。

2ページ目は件数の推移となっており、3ページ目は罪種別の発生割合となっております。

これを見ますと、窃盗犯が件数の大半を占めていることがわかります。

県内のピークであった平成13年は、総件数4万9,887件のうち、窃盗犯が4万2,355件と、全体の約85%を占めており、いかに窃盗犯が件数を底上げしていたかがわかると思います。

その窃盗犯に対する対策を講じた結果、年々件数を減少させていき、令和2年の窃盗犯の件数にあっては、平成13年から比較して85%も減少しており、全体の刑法犯認知件数の減少につながりました。

その一方で、認知件数はそれほど多くはありませんが、粗暴犯は平成13年当時とほ

ば横ばいで推移しているほか、知能犯についても減少傾向ではあるものの、窃盗犯ほど減少率は高くないため、粗暴犯も知能犯も、全刑法犯に占める割合が徐々に高くなっています。

これも全国的に同じような傾向になっております。

次に4ページを御覧ください。

まず、一番上のグラフですが、こちらは13歳未満の子どもに対する声かけ事案の発生件数の推移を表しています。

声かけ事案の用語の説明については4ページ中段に掲載しておりますが、この事案は、子どもや女性を狙っているという性質上、誘拐や性犯罪などの重大犯罪に発展する可能性があるため、予兆事案としても位置づけられています。

発生件数について説明しますが、刑法犯認知件数は、子ども被害のものも含めて右肩下がりに推移しているのですが、声かけ事案については、減少傾向ではなく、横ばいに推移している状況となっております、予断を許さない状況と言えます。

続きまして、5ページを御覧ください。

こちらは先ほど説明した子どもに加え、全ての年代の女性に対して行われた声かけ事案の発生状況の推移となります。

こちらについても令和元年・令和2年と減少していますが、減少幅は大きくなく、全体的に見ると横ばいに推移しているような状況です。

令和2年における発生割合については、痴漢や盗撮などの迷惑行為防止条例違反が多く発生しており、また、子ども条例違反と軽犯罪法違反の件数が増えている状況となっております。

ただ、横ばいに推移している発生状況については、ささいなことであっても「何かあったら知らせる」という防犯教育が浸透した結果があらわれたことで、警察への通報の増加につながり、大きな減少とならなかったとも考えられますので、引き続き、広報活動等をしていきたいと思っております。

次に6ページを御覧ください。

こちらは過去10年間の特殊詐欺被害状況の推移です。

上が県内、下が全国の推移となります。

県内は平成27年の350件、被害金額約10億円をピークに、件数・金額ともに減少傾向が続いております。

令和2年の被害については、発生件数は180件で、前年より33件減少したものの、被害額は前年とほぼ同程度の約2億8千万円と多額の被害となっており、依然として深刻な状況が続いていると言えます。

令和2年の被害の傾向については、預貯金詐欺が多く、続いて架空料金請求詐欺、キャッシュカード詐欺盗と続きます。

一番多い預貯金詐欺ですが、令和2年から特殊詐欺の類型が変更となり、新しく分類された手口となります。

この預貯金詐欺について簡単に説明しますと、警察官などを装って被害者と接触を図り、「口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要である」などという名目で、キャッシュカードや通帳などをだまし取るという手口となります。

新しい10類型の手口については、次の7ページ下段に掲載していますので、そちらを参照してください。

7ページを御覧ください。

左上の円グラフは、被害者の年代別に分けたものを示しています。

太線で囲んだ部分については、65歳以上の高齢者であり、全体の75%を占めている状況となっており、高齢者が狙われているということが分かります。

次に右上のグラフは、送金手段の割合を表しており、電子マネーによる件数が多くなっています。

これは、架空料金請求詐欺で多く見られ、被害者に電子マネーの購入を指示する手口が増加していることが要因とされています。

中段のグラフと表は、特殊詐欺被害額の割合を示したものです。

これを見ると、オレオレ詐欺の件数自体は少ないものの、全体の被害額の割合としては高くなっており、1件当たりの被害額は571万円と非常に高くなっているという特徴があります。

これらの特殊詐欺については、高齢者を狙っているということと、被害の半数以上が固定電話機に犯人から電話がかかってきたことを端緒となって被害に遭っている状況から、固定電話機対策として、県警では今年から特殊詐欺電話撃退装置の購入補助事業を行っていますし、一部の市町村では電話機の購入や貸し出しなどの補助事業を行って対策を図っているところです。

次に8ページを御覧ください。

全国のサイバー犯罪の検挙状況と令和2年中の宮城県のサイバー関係相談の内訳となります。

インターネット環境の発展により、サイバー犯罪については、全国的に年々検挙件数が増加し、令和2年は9,875件の検挙となっております。

検挙割合を見ていただきますと、児童ポルノ法違反などによる福祉犯罪や詐欺罪などの検挙が多くなっています。

下段のグラフと表は、宮城県のサイバー関係相談を示したものですが、相談件数は前年よりも増加しております。

公衆無線LANへの接続場所の増加やオンラインショッピング、電子決済の普及など、インターネット環境の発展に伴って生活が便利になりましたが、その反面、トラブルも増加しており、インターネットを取り巻く環境に不安を覚えている方々が多くなっている状況と言えます。

最後に9ページを御覧ください。

こちらは、福祉犯被害に遭った児童のうち、SNS等に起因して被害に遭った被害児

童の推移でございます。

ここでいう児童というのは、18歳未満の者を指します。

そして福祉犯について説明しますと、グラフの下に記載していますが、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪などを言い、青少年健全育成条例や児童ポルノ法、児童福祉法違反などが該当します。

中段のグラフを見ますと、スマートフォンの普及により、児童のほとんどがスマートフォンを利用して被害に遭っていることが分かりますし、下の表にあるように被害に遭った児童のうち、フィルタリングを利用していたのは15%にとどまっている状況にあるので、引き続き安全な利用に関する広報啓発などの青少年を守る取り組みを推進していきたいと思います。

以上、犯罪情勢について足早に説明しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って犯罪情勢も日々変化しておりますし、刑法犯認知件数が減少したとはいえ、全国的に凶悪事件も発生していますので、体感治安が良くなったと思ってもらえるように、県民が一体となった安全で安心なまちづくりを推進していきたいと思います。

私からの説明は以上となります。

○成瀬会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○中井委員

御説明ありがとうございました。

警察の活動については、安全・安心という意味では、非常に効果が大きいといえますが、力を発揮される部分だと思って、いろいろ期待しているところでございます。

今の話と直接関係ないのですが、我々が心配、あるいは、どうしたらいいんだろうかということについて、専門家という意味で警察官の方に、いろいろアドバイスをいただけたらと思います。

県や県警で、相談ダイヤルみたいなものをお持ちだったと思うんですが、直接、最寄りの警察署、駐在所、交番等への相談なんていうのも多いのかなと思うのですが、警察に寄せられる相談等が、多いのか少ないのか、増えているのか減っているのか、あるいは、警察として犯罪の抑止に繋がるようなアドバイスなどを御紹介いただければと思います。

○事務局

説明いたしますと、こちらの手元に警察に寄せられる相談件数などのデータが手元にはない状況ですが、年々、警察に寄せられる相談件数は増加しているというようところは把握しております。

警察からの防犯的な指導等については、各警察署の方に、防犯講話の御依頼があれば、



お受けしておりますし、県の方でも、地域安全教室講師派遣事業ということで、防犯団体に対して、専門家の方からの講話という形で講師派遣の事業もしておりますので、そういったところで、対応しておりました。

なかなかコロナ禍で活動しにくいというところもございますけども、できる限りのところを進めていきたいと考えております。

○成瀬会長

他にいかがでしょうか。

○竹田委員

スマートフォンのフィルタリングの利用率のところですが、私たちの団体も携帯会社の販売店にお伺いしてフィルタリングの設定をしていただくように回って歩いています。

今ではもうそれをしないと売れない、売ってはいけないという形で、どこの会社も、それは全部やっているのですが、いつもこういう犯罪の結果を見ると、それをやってた人たちは、利用率も15%で、ほとんどそれをしていないということです。現実的なところでは、自分で外せるとか言ってますよね。そのことで何かわかれば教えてもらいたいです。

○少年課

警察本部少年課の千葉と申します。

福祉犯の被害、宮城県内でも例年、50人弱いるのですが、やっぱり宮城県の福祉犯被害者の話を聞くと、フィルタリング使ってたというの、少ないという状況です。

話を聞いてみると、最初はフィルタリングをつけるけれども、本当に使いたいSNSが使えないとかですね、そういった理由を親に話して、フィルタリングを解除してもらおうというような流れです。

あとは契約時、こういったサイト、こういったSNSを使いたいから、フィルタリングは使わないということで申し込み、フィルタリングを使っていないというようなケースが多い状況です。

○成瀬会長

はい、いかがでしょうか。

○佐藤委員

先ほどお話ありましたが、この新型コロナウイルス感染症の影響によって、子供たちのインターネットの利用率がすごく増えていると思います。実際、私も身に感じております。

そしてルールを守れなかったりしてトラブルがすごく増えているというのが現状でございます。

こちらは、やはり親の意識が変わらなるとなかなか難しいところなのかなと思っております。先ほどもお話がありましたが、フィルタリングや、ペアレンタルコントロール

の活用などをしていくことが本当に必要なのだと思うのですが、つつい子供たちに言われて、そこを外してしまったりというところがあるんです。県としての家庭に向けた啓発活動というのは、どのようにお考えなのか教えていただきたいなと思います。

○事務局

ただいまの御質問ですが、県としては、資料1での説明でも少し入っていたところではあるのですが、青少年に対する講話ということで、インターネット犯罪防止のための講話を、県警の方でも、県の方でもやっております。

今までは児童をメインとして講話をやっていたのですが、それ以外にもやはり保護者に対する説明も必要だということで、学校の保護者向けの説明会の機会などを利用して、防犯やインターネット利用についての講話をしているところでございます。

今後そのような取り組みは続けていければと考えております。

その他も何かできることがあれば、検討はしていきたいと考えております。

○事務局

今の話で補足をさせていただきます。

例年、インターネット安全・安心利用推進フォーラムというのを開催しておりまして、青少年の保護者であったり学校関係者の方々を対象に開催しておりました。

こういった場でも今御提案のあったお話をしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと存じます。御提案いただきありがとうございます。

○佐藤委員

何でもそうなのですが、研修会とか講話っていうのは、本当に聞いて欲しい方が、実際いらっしやらないのが現状なんです。

なので、違った形からのアプローチっていうのも、考えていただきたいなと思います。

私どもPTAなので、こちらの方からも家庭教育というところで、保護者の方に向けて啓発していきたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

ぜひ一緒に連携させていただける部分があれば、ありがたく存じ上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○西條委員

今の話に関わることですけれども、子供の安全を守りたいっていうのは本当に親心だし、親としては、それが義務なわけですね、子供の安全を守るのが。

だから親心にプッシュするというか、響くような、何かアプローチの方法、あるいはコマーシャルとかだと、親子で一緒にテレビを見てる場合などに、共通の話題になると思います。

それから、先ほどのお話を伺うと、親があまりにも甘過ぎるというか、子供の要望に折れてしまっているのは、ちょっと情けないところもあります。私が子供を育てていた時代は、まだそこまで深刻な状況にはなっていなかったもので、多分、今だったらそうなるかもしれないのですけれども、やっぱりその辺はもうちょっときちんと親に対するアプローチというのを、何らかの方法でやる必要があるのかなと。そこをぜひ工夫してお願いできればと思います。

#### ○事務局

御提案いただきましてありがとうございます。

親よりも子供の方が情報に対しても知識が先行してしまっている部分がございますので、御提案いただいたところも含めながら、購入したときはフィルタリングがかかっているけれども、子どもの方で外してしまうこともあるということも保護者の方に伝えていくような工夫をしていければと思っております。

#### ○西條委員

報告の中で特殊詐欺の報告がありまして、このリストを見て、パターン分けがずいぶんされているんだなと思いました。

私は、建築の設計の仕事をしていまして、これまで建築絡みのトラブル、例えば家の建物の点検トラブルがあり、「屋根が錆びているようなので早く直したほうがいいんじゃないですか」とか、「床下が湿気ってるようなので、床下見ますよ」などという手口で入り込んで点検をし、それほど緊急性がないところを、大きな見積もりを出して、工事をするという、詐欺のような相談を結構受けています。

最近、我が家にもかかってきたんですが、「地震保険の手続きがまだでしたら、大変ですからお手伝いしますよ」という電話がかかってきました。その地震保険は、2月、3月の、少し大きめの地震に対する地震保険の手続きがまだで、どうしようか迷ってるような人を狙って電話をしてるみたいです。我が家はきっぱりと断りましたが、地域を狙って一斉に電話しているようで、たまたま町内の方の中に、見てくださいと回答してしまった方がおり、すぐに関係者が来て、判子を押させられたっていうんですね。

これは一応調査依頼の書類だと認識してるんですが、よく見てみると、小さい字で契約という字が入ってるので、これはちょっとおかしいと、ネットで調べると、同様の事案が見つかりました。調査をして見積書を作り申請を指南する。保険対象か否か結果如何に関わらず、不安を煽って工事に導くというような流れにしているようなんです。

でも、それは本当に詐欺なのかどうか、一つ一つのステップの中では判断することが難しいですね。最後に工事費を水増しされてしまうかなと想像するだけで、この方はとても心配になってしまい、おそらく今日、県の消費センターに相談に行っていると思います。

そのような新しい形で詐欺といえるかどうか非常に微妙な形で入り込んでいるというのがありまして、その辺がもうネットに上がってるっていうことは、被害にあってる方もいらっしゃると思います。地震の後の不安な気持ちに付け入り、いかにも保険会社の相談業務のような話し方で入ってくるので油断してしまうようです。その方はすごく冷静

な方で、そういう場面になってしまい、まさか自分がというふうにもおっしやってみました。そのような事例もあることを、広報していただければというように思います。

#### ○事務局

最近の情報提供ということで、非常に勉強になりました。

本当に災害などが発生すると、犯人の方もいろいろなことを考えて、犯罪をしてこようとする傾向がありまして、今回の地震保険に限らず、例えば台風とか災害があれば、屋根の修理をしますよということで、近づいてきたりすることもありますし、それが直ちに詐欺罪に該当するかというところは、契約書面などがないと判断できないところではあります。

詐欺のほかにも、特定商取引に関する法律という法律もありますので、警察とすれば、そういった相談があれば、捜査する可能性もありますし、どうなるかわからないというところでしたら、警察の相談のほかにも、今おっしやられたように消費生活センターの方に相談することが有効だと思います。警察の方でも、情報収集の方には努めているのですが、なかなか全部把握しきれなくてしきれない部分もありますので、周りの方でそういう情報などがございましたら、遠慮なく警察の方でも、県の消費生活センター方でもいいので、情報提供していただければ助かります。よろしくお願いいたします。

#### ○消費生活・文化課

消費生活・文化課です。

私の方で消費生活センターを所管しておりまして、西條委員がおっしやったようなことの相談が増えております。真面目な方に限って、意外と引っかかってしまうとうこともあり、まさに今、非常に懸念されるところでございます。

ですので、おかしいなという時には、契約のサインをする前に、少しおうちの人に相談していただくなどして対応していただければと思います。それでもなお、何かに引っかかってしまった、あれはおかしい、というときには、消費生活センター188や、警察の方に御相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○成瀬会長

いかがでしょうか。私の方から1件。

2ページのところで、全国的に粗暴犯が減ってきている中で宮城県はほぼ横ばい。若干減少ぐらいで、平成13年と比べて大幅に減ってるとは言えない状況があるんですけど、宮城県の何か特徴としてあるんでしょうか。

例えばDVが多いとか、今回コロナで酒場が閉まっていたので、酒を飲んだの傷害事件は全国的に減ったみたいなことを伺ってるんですけど。粗暴犯の現場とか人間関係とか、そういうことで宮城の特徴があるのか、教えていただければと思います。

#### ○生活安全企画課

生活安全企画課の高木でございます。

粗暴犯の内容につきまして、詳細なデータが出ていないので明確な回答というわけに

はいかないのですが、やはり、DV事案関係の相談等々は相当数ありますし、今の時代ですと、マスクをしてる・してない、大声で騒いでいる等々を発端とした暴行事件も発生しています。これらが特に多いからというわけではございませんが、様々な要因が重なり、このような数字で推移しているというところで御理解いただければと思います。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。

では、続きまして次第の3（2）の情報提供としまして、インターネット犯罪の現況と対策についてということで、県警本部サイバー犯罪対策課より御説明いただきます。

○サイバー犯罪対策課

皆さんこんにちは。

県警本部サイバー犯罪対策課でサイバーセキュリティ推進係の課長補佐をしている五十嵐でございます。

本日は、貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

私からは、「インターネット犯罪の現況と対策について」と題しまして、サイバー犯罪の現状等について話をさせていただきたいと思います。

配付資料3に沿って、説明したいと思います。

まず、スライド2の方を御覧ください。

警察庁では、半期毎にサイバー犯罪とサイバー攻撃に関する統計を公表しています。

最近では、本年3月4日に、令和2年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等についてと題しまして、サイバー攻撃とサイバー犯罪の情勢について公表しています。

この公表資料によりますと、情勢概況についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテレワークの実施や、キャッシュレス決済の普及など、サイバー空間が日常生活を営む様々な活動を営む場となりつつある中、新たなサイバー犯罪や、サイバー攻撃が国内外において発生している状況にありまして、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢ということになっています。

続きましてスライド3を御覧ください。

次に、本県におけるサイバー犯罪の情勢について見ていきます。

サイバー犯罪に関する相談受理件数は増加傾向にありまして、令和2年中の相談受理件数は、前年比プラス62件の3,054件と、過去最多となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、偽サイトや詐欺サイト被害が増加するなどしてありまして、サイバー犯罪に関する相談が増加しています。

皆さんも十分注意していただきたいと思います。

スライド4に移ります。

次に最近の懸案事案と被害防止対策についていくつか御紹介したいと思います。

最近の流行の手口をまとめたものとなりますので、被害防止のためにも押さえておい

ていただきたいと思います。

スライド5に移ります。

まず最近の懸案事案としまして、キャッシュレス決済の不正利用について話したいと思います。

キャッシュレス決済とは、皆さん御存知の方も多いと思いますが、簡単に言えば、現金以外の方法で支払うことになります。一言でキャッシュレス決済と言っても、d払い、ペイペイ、楽天ペイなどいろいろあるわけでありましたが、こういったサービスの脆弱性を狙って、他人名義でキャッシュレス決済を行って家電等を購入するといった犯罪が増加傾向にあります。最近ではマイナポイント事業も始まり、キャッシュレス決済利用者も増加傾向にありまして、被害の増加が懸念されるところであります。

スライド6に移ります。

最近の研究事例を一つ御紹介したいと思います。

これは令和3年1月に、宮城、埼玉等、11府県合同捜査本部と警視庁サイバー犯罪対策課で検挙しましたドコモ口座を悪用した不正送金事件であります。皆さんも注目した事件ではないでしょうか。

犯人側の手口について簡単に説明しますと、犯人側は、被害者の口座情報等を何らかの方法で不正に入手し、本人確認がされていない、ドコモ口座を開設します。

その後、ドコモ口座と銀行口座を連携させまして、銀行口座からドコモ口座に現金をチャージします。

これによって、d払いと呼ばれる電子決済でたばこなどを購入したといったものであります。

昨年はずね、電子決済元年と言われるほど、電子決済の利用が加速した年ではありますが、まさに、それを悪用した犯罪でありました。

この犯罪で一番怖いところが、インターネットバンキングを利用していなくても、口座情報があれば、ドコモ口座と連携させてチャージすることができる点でありまして、まさに誰でも被害に遭う可能性がありました。

この事件については、今年1月、中国人の男ら5名を通常逮捕しておりまして、現在も捜査を継続中ということになります。

皆様も、十分に注意していただきたいと思います。

スライド7に移ります。

最後にキャッシュレス決済の不正利用の被害防止対策について話したいと思います。

基本的な被害防止対策としては、3つになります。

1つ目としまして、フィッシングによるアカウント情報の漏洩に注意することです。

犯人は、キャリア決済が不正に利用された可能性があるなどと記載した偽メールを送信し、フィッシングサイトに誘導し、アカウント情報を盗もうとします。フィッシングメールには注意が必要です。

2つ目としまして、IDとパスワードの使い回しをしないことです。犯人は、過去に

漏えいしたパスワードをリスト化していきまして、総当たりでログインを試みる傾向があります。IDとパスワードを使い回さないよう、注意する必要があります。

3つ目としまして、クレジットカード情報の漏洩に注意することです。犯人は、何らかの方法で流出したクレジットカード情報を入手しておりまして、その情報を悪用していると見られています。そのため、クレジットカード情報の漏洩に注意する必要があります。

その他、高度なセキュリティ対策の利用に努めていただきたいと思います。

キャッシュレス決済によっては、ワンタイムパスワードなどですね、高度なセキュリティ対策を導入しておりますので、そういったセキュリティ対策については、積極的に利用していただきたいと思います。

続きまして、スライド8に移ります。

偽サイト、詐欺サイトも最近の懸案事案の一つであります。

代金を支払っても、商品が届かない、入力したクレジットカード情報などが盗まれた、などといった、偽サイト、詐欺サイトが非常に問題になっています。

偽サイト、詐欺サイトは現在もなお問題になっていますので、偽サイトを見分ける際のポイントについて話をしたいと思います。

偽サイトの特徴であります。1点目としまして、サイトの運営者連絡先の記載がない。

2点目、サイトの日本語が不自然。日本語が不自然と言ってもですね、最近の偽サイトはだいぶ自然になってます。

3点目、個人情報や決済情報を入力する際のページのアドレスバーに暗号化通信を示す「https」でない。これはどういったことかといいますと、個人情報だとかですね、決済情報を入力するページについては、盗聴の恐れがあるということで、暗号化通信を使うのが一般的であります。暗号化通信を使っていないということは、盗聴に対する対策が不十分でありまして、詐欺サイトの可能性が高いです。

4点目としまして、支払い方法の説明と実際の決済画面とですね、対応可能な支払い方法が異なっている。これはどういった場合かといいますと、支払い方法の説明では、クレジットカードと銀行振り込みでの支払いが可能となっているにもかかわらず、実際進んでいきますと、クレジットカード決済しかできないというような場合です。

5点目、商品の価格が市場価格よりも安すぎる。

これらが一つでも該当すれば偽サイト、詐欺サイトの可能性があります。昔よりも、偽サイトの精度が年々上がってきています。気をつけていただきたいと思います。

続きましてスライド9に移ります。

偽サイトの事例を御紹介したいと思います。

これは、平成30年7月頃から流行し始めました、佐川急便の偽サイトであります。未だに、この手口が続いてまして、先月もこのフィッシングサイトによる被害が確認されています。

手口については、まず、不在通知を装ったSMSメッセージを送信しまして、URLをクリックさせて偽サイトに誘導します。そして、偽サイトで佐川急便アプリを装ったウイ

ルスをダウンロードさせて、ウイルス感染させるという仕組みになっております。

スライド10に移ります。

この偽サイトの特徴ですが、当初のターゲットはアンドロイドのスマホでありました。

画面は、偽サイトに掲載されていた設定マニュアルであります。これには、佐川急便アプリを装ったウイルスをインストールする手順が掲載されていました。

ポイントは、②の提供元不明のアプリのインストールを許可することでありまして、ここの操作をさせることによって、セキュリティを無効化させ、ウイルスをインストールさせる仕組みとなっています。ウイルスをインストールするとどうなるかと言いますと、遠隔操作や情報窃取が可能となってしまいます。これについては、iTunesを勝手に購入されたといった被害が確認されています。

続きましてスライド11に移ります。

佐川急便の偽サイトの挙動について話します。

先ほど話しましたとおり、偽サイトは、グーグル社のアンドロイド端末をターゲットとしていたわけですが、途中から、アップル社のiPhoneにも対応できるように、バージョンアップが図られていることが確認されています。

具体的には、グーグル社のアンドロイド端末の場合でアクセスしますと、偽サイトからウイルスが落ちてきて、ウイルスに感染させようとしています。

また、アップル社のiPhoneの場合、Apple IDとパスワードの入力画面が表示され、認証情報を盗もうとしていることが分かっています。

ここで、Apple IDとパスワードを入力すると、アップルストアなどで不正使用されまして、身に覚えのない料金請求がされる場合があります。

先月も、この手口によりまして、7万5,000円のダイソンの掃除機を勝手に購入されたといった被害が発生しています。

続きましてスライド12に移ります。

次にグーグル社のアンドロイド端末の場合、ウイルスに感染するとどうなるかということですが、被害者、加害者になる可能性があります。

まず被害者となる可能性があります。ウイルス感染によりまして、認証情報が盗まれて、電子商品券などを不正購入され、身に覚えのない料金請求をされるおそれがあります。

次に加害者となる可能性があります。ウイルス感染によりまして、遠隔操作が可能となりまして、偽サイトに誘導する、SMSメッセージを友人らに拡散させられてしまいます。偽サイトに誘導するSMSメッセージを受信した友人が、さらにウイルス感染や誘導メールの感染などに加担させられる可能性があります。皆様も十分注意していただきたいと思います。

続きましてスライド13に移ります。

次に警察による海外の偽サイト、詐欺サイトの対策について話したいと思います。



詐欺サイトや偽サイトで不正取得されたクレジットカード情報については、闇サイトで売買されまして、不正使用される可能性があるため、そのまま放置すれば被害者の拡大を招きかねません。ただ、ここが難しい点なのですが、偽サイト、詐欺サイトの多くは、国外のサーバーに開設されている場合が多く、取り締まりが直ちに難しいといった問題があります。

そこで現在は、警察庁で、偽サイト、詐欺サイトのURL情報を集約しまして、情報セキュリティ関連事業者へ情報を提供し、アメリカに拠点を置いている世界最大のフィッシング対策の国際機関でありますAPWGに情報提供することとしています。

これにより、インターネット利用者が偽サイト、詐欺サイトにアクセスしようとした際に警告画面が表示される仕組みとなっています。画面中央の画像が警告画面になります。御覧になられた方は多いのではと思います。上の画面が、パソコンの場合でして、下がスマートフォンの場合に表示される警告画面です。

偽サイト、詐欺サイトを発見した際は、警察への通報をお願いしたいと思います。

スライド14に移ります。

こういった状況で、サイバー空間情勢については、厳しい状況にあるわけですが、悪質巧妙化するサイバー犯罪に対抗していくために、県警としましては、4つの柱で対応していくこととしています。

1つ目として、個人被害防止対策であります。これについては、各種講演会、ラジオ広報、広報紙の発行、ホームページを活用した広報などですね、あらゆる手段を活用した積極的な広報を実施しています。

2つ目は、法人被害防止対策であります。これについては、サイバー攻撃など、法人被害が懸念される状況にありますので、令和元年5月になりますが、サイバーセキュリティ協議会という組織を設立しています。この協議会には、現在、県内市町村はもちろん、重要インフラ事業者や民間企業、団体、教育機関など、127団体等が参加しております。サイバー攻撃等に対抗していくこととしております。

3つ目としましては、サイバー犯罪の徹底検挙であります。これについては、新たなサイバー犯罪の先制的検挙を始めまして、サイバー犯罪の徹底検挙を目指すこととしています。

4つ目としましては、サイバー防犯ボランティア活動の活性化であります。これについては、県警ではサイバー防犯ボランティアを運用してまして、インターネット上でサイバーパトロールいただきまして、違法有害情報の発見活動等に御協力をいただいております。

県警としましては、この4つの柱で総合的なサイバー犯罪対策を積極的に推進しているところであります。

私からの説明は以上となります。

○成瀬会長

ただいまの情報提供につきまして、御質問・御意見がありましたらお願いします。

○中井委員

サイバー防犯ボランティアに関してですが、もう少し具体的にどういう方がどのような活動をしているのか、どのくらいの方がいらっしゃるのか教えてください。

○サイバー犯罪対策課

では、紹介させていただきます。

県警ではサイバー防犯ボランティアということで、サイバーパトロールモニターと大学生サイバーボランティアの2つを運用しています。

サイバーパトロールモニターというのは、一般の方でして、県内の23人の方と、4つの団体に委嘱しています。もう一つ、大学生サイバーボランティアについては、平成26年度から導入した制度でありまして、今年、東北工業大学、石巻専修大学、東北福祉大学、東北学院大学の大学生の122名に委嘱しておりまして、サイバーパトロールモニターと大学生サイバーボランティア合わせまして、4団体145名に委嘱しております。サイバーパトロールのお手伝いをいただいております。

○西條委員

サイバーパトロールモニターやサイバー防犯ボランティアというのは具体的にどういうチェックや作業をするのか、答えられる範囲で結構ですので、教えてください。

○サイバー犯罪対策課

大きな活動としては、今年7月、8月、9月と実施してはるのですが、ボランティアの皆さんに、インターネット上をサイバーパトロールしてもらっております。現在、見つけていただいているのは、SNSに絡む児童被害に結びつくような書き込み、例えば援助交際に関する見込み、あとは特殊詐欺です。裏バイト募集とかですね、特殊詐欺に関する情報を見つけていただいて、県警に通報していただくという対策を実施しています。

○成瀬会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、議事を終了いたしたいと存じます。

どうもありがとうございました。

○司会

皆様、長時間にわたり御質問ありがとうございました。

それは次第の4のその他に入ります。

初めに、県警本部の県民安全対策課より改正ストーカー規制法改正について、御説明いただきます。

○県民安全対策課

県警本部の県民安全対策課で課長補佐をしております及川と申します。

今回は、8月26日、今週木曜日に全面施行されます改正ストーカー規制法について、チラシをお持ちしましたので、簡単ではございますが説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に配布されておりますオレンジ色のチラシを御覧ください。

チラシの上段にありますとおり、すでに今年の6月に、実際にいる場所における見張り等の行為、拒まれたにもかかわらず連続して文書を送る行為、これらに関しては、6月15日より、規制対象行為としてすでに施行されております。

今回、8月26日より、新たに規制対象行為となるのは、チラシの下段に記載されているとおり、相手の承諾なく、所持をしているGPS機器等の位置情報を取得する行為、また、相手の承諾なく、相手の所持する物にGPS機器等を取りつける行為です。

具体的に、一例を申し上げますと、相手の使用している自動車に、密かにGPS機器等を取りつける行為、取りつけたGPS機器等から、その位置情報を取得する行為、これらの行為が、新たに規制対象となります。

県警では、チラシを作り、県民の皆様を知っていただくことにより、少しでも被害が大きくなる前に、早め早めの相談をしていただき、被害が大きくならないうちの対応を考えております。

なお、これまででも、GPS機器等をつけられてしまったという事案が、何件かあります。これまでは、その様な事案に対して、既存のストーカー規制法の該当事項や刑法犯などで随時対応していたところですが、今回、規制の幅が広まったので、県警ホームページでもこのチラシを掲載し、警察への早め早めの相談を呼びかけているところでございます。

本日、安心・安全まちづくりの一つということで、この場をお借りしまして、御紹介をさせていただきました。

#### ○司会

ありがとうございます。続きまして、犯罪のないみやぎ第4期安全・安心まちづくり基本計画につきまして、課長の方から説明いたします。

#### ○課長

本日はどうもありがとうございました。

昨年、皆さんの御尽力で、第4期計画を策定することができました。

今日お配りしておりますのが、冊子版の第4期計画の全文と概要版になっております。

こちらの方は、今後広く普及啓発させていただいて、計画を進めたいと思っております。中身については、ながら見守り、防犯CSR活動を強化し、今後、安全・安心に努めていきたいということ、それから、特殊詐欺や悪質商法の未然防止については、警察等、様々な民間団体の方、コンビニエンスストアや金融機関の方の御協力をいただきながら、鋭意安全・安心なまちづくりに努めていきたいと考えております。

皆様におかれましては、様々なお立場から、安全・安心まちづくりに関し取り組んでおられると思いますが、取り組みについて、御理解・御協力をいただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会

事務局の方で準備したものにつきましては、以上になります。

皆様から、この機会に情報提供等ございましたらお願いしたいと思います。  
よろしいでしょうか。

それでは、本日の安全・安心まちづくり委員会を終了させていただきます。  
本日はどうもありがとうございました。